

# 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検の状況（平成27年）

## 1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 以下、表中の( )内は違反率

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	2,783	2,390 (85.9%)	1,729 (62.1%)	625 (22.5%)	158 (5.7%)
バス	226	184 (81.4%)	115 (50.9%)	52 (23.0%)	14 (6.2%)
ハイヤー・ タクシー	486	410 (84.4%)	222 (45.7%)	135 (27.8%)	30 (6.2%)
その他	341	274 (80.4%)	177 (51.9%)	82 (24.0%)	14 (4.1%)
合計	3,836	3,258 (84.9%)	2,243 (58.5%)	894 (23.3%)	216 (5.6%)

(注) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場。以下同じ。

(2) 改善基準告示の違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	2,783	1,944 (69.9%)	1,544 (55.5%)	1,254 (45.1%)	1,216 (43.7%)	947 (34.0%)	599 (21.5%)
バス	226	123 (54.4%)	88 (38.9%)	73 (32.3%)	37 (16.4%)	29 (12.8%)	18 (8.0%)
ハイヤー・ タクシー	486	208 (42.8%)	160 (32.9%)	115 (23.7%)	57 (11.7%)	— (—%)	— (—%)
その他	341	154 (45.2%)	114 (33.4%)	93 (27.3%)	80 (23.5%)	73 (21.4%)	35 (10.3%)
合計	3,836	2,429 (63.3%)	1,906 (49.7%)	1,535 (40.0%)	1,390 (36.2)	1,049 (27.3%)	652 (17.0%)

(3) 平成25年から平成27年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成25年	平成26年	平成27年
トラック	監督実施事業場数	3,016	2,765	2,783
	労働基準関係法令違反事業場数	2,500 (82.9%)	2,311 (83.6%)	2,390 (85.9%)
	改善基準告示違反事業場数	1,980 (65.6%)	1,845 (66.7%)	1,944 (69.9%)
バス	監督実施事業場数	363	262	226
	労働基準関係法令違反事業場数	282 (77.7%)	195 (74.4%)	184 (81.4%)
	改善基準告示違反事業場数	174 (47.9%)	147 (56.1%)	123 (54.4%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	523	502	486
	労働基準関係法令違反事業場数	464 (88.7%)	438 (87.3%)	410 (84.4%)
	改善基準告示違反事業場数	222 (42.4%)	206 (41.0%)	208 (42.8%)
その他	監督実施事業場数	377	378	341
	労働基準関係法令違反事業場数	267 (70.8%)	296 (78.3%)	274 (80.4%)
	改善基準告示違反事業場数	134 (35.5%)	175 (46.3%)	154 (45.2%)
合計	監督実施事業場数	4,279	3,907	3,836
	労働基準関係法令違反事業場数	3,513 (82.1%)	3,240 (82.9%)	3,258 (84.9%)
	改善基準告示違反事業場数	2,510 (58.7%)	2,373 (60.7%)	2,429 (63.3%)

(4) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

## 事例1（トラック）

臨検監督を実施したところ、改善基準告示を上回る長い拘束時間の状況、割増賃金の未払い等が認められたため指導し、改善された事例

### 概要

- 臨検監督を実施し、タコグラフ等の内容から、労働日数及び労働時間の実態を確認。
- 時間外労働時間数が1か月135時間を超えており、時間外・休日労働に関する労使協定（以下、「36協定」という。）の協定時間を超えて、時間外労働を行わせていたことを確認。
- 運転者について、1か月の拘束時間が320時間を超え、1日の拘束時間が16時間を超えており、また、継続8時間以上の休息期間を与えていなかったことを確認。

### 指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1か月の拘束時間が320時間を超えていること。

#### 指導

労働基準法第32条（労働時間）、改善基準告示違反（1か月の拘束時間）を是正勧告し、併せて時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

- 2 1日の最大拘束時間が16時間を超えていること。

#### 指導

改善基準告示違反（1日の拘束時間）

- 3 継続8時間以上の休息期間を与えていないこと。

#### 指導

改善基準告示違反（休息期間）

### 指導後の会社の取組

- 安全会議での周知徹底や荷主への要請等に取り組み、時間外労働時間数が100時間未満となり、1か月の拘束時間が293時間未満になる等、違反を是正した。また、1日の休息期間が8時間以上となった。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の総拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：継続8時間以上

## 事例2（バス）

臨検監督を実施したところ、改善基準告示を上回る労働時間の実態が認められたため指導し、改善された事例

### 概要

- 臨検監督を実施し、運転日報及びタコグラフの内容から、労働時間の実態を確認。
- 36協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせ、また、協定回数を超えて休日労働を行わせていたことを確認。
- 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が、最長で69時間30分であったこと、1日の拘束時間が16時間を超えていたこと、連続運転時間が4時間を超えていたことを確認。また、特定の運転者で40日以上連続して労働を行わせていたことを確認。

### 指導内容

- 1 36協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間を超えていること。

指導

労働基準法第32条（労働時間）、改善基準告示違反（1か月の拘束時間）

- 2 1日の最大拘束時間が16時間を超えていること。

指導

改善基準告示違反（1日の拘束時間）

- 3 連続運転時間が4時間を超えていること。

指導

改善基準告示違反（連続運転時間）

- 4 36協定の協定回数を超えて休日労働を行わせ、かつ、休日労働の回数が2週間に1回を超えていること。

指導

労働基準法第35条（休日）、改善基準告示違反（休日労働）

### 指導後の会社の取組

- 労働者の増員を図ることにより、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間以内、1日の拘束時間が13時間以内となった。また、休日日数の増加、連続運転時間の削減もなされ、違反を是正した。

（参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の総拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

連続運転時間：4時間以内

休日労働：2週間について1回以内

### 事例3（タクシー）

臨検監督を実施し、違法な時間外労働及び累進歩合給が認められたため指導し、改善された事例

#### 概要

- 臨検監督を実施し、出勤簿、運転日報等の内容から労働日数や労働時間の実態を確認。
- 36協定の届出なく時間外労働を行っていたことを確認（時間外労働時間数は月数時間程度）。
- 賃金の一部について、運賃収入に応じて段階的に支給割合が上がる、いわゆる「累進歩合給」が導入されていたことを確認。

#### 指導内容

- 1 36協定の届け出なく、時間外労働を行わせていたこと。

指導

労働基準法第32条（労働時間）

- 2 歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」となっていること。

指導

累進歩合制度廃止を指導

#### 指導後の会社の取組

- 36協定の届出を所轄労働基準監督署長へ行い、違反を是正した。
- 累進歩合制度を廃止した。

## 2 送検状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

	平成25年	平成26年	平成27年
トラック	48	40	52
バス	3	3	1
ハイヤー・タクシー	12	6	4
その他	6	7	3
合計	69	56	60

(2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1（トラック）

脳・心臓疾患事案を発生させる等、違法な長時間の時間外労働を行わせたとして法人及び事業主を送検

#### 概要

- 脳・心臓疾患を発症した運転者（死亡）について、36協定の協定時間である1か月70時間を超えて時間外労働を行わせており、最長で1か月約134時間の時間外労働が認められたことから、法人及び事業主を送検。
- また、当該時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったため、併せて送検。

#### 被疑事実

36協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせた。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

時間外労働に対する割増賃金を法定の率（25%）以上で計算し支払っていなかった。

#### 違反条文

労働基準法第37条（割増賃金）

## 事例2（トラック）

違法な時間外労働及び休日労働について是正勧告を受けたにもかかわらず違反状況を是正しなかったため、法人及び支店長を送検

### 概要

- 運転手4名に対し、36協定で協定した時間（1か月120時間）、回数（2週間について1回）を超えて、1か月最長で約86時間の時間外労働を行わせ、うち1名に対して、6か月間に合計12回の休日労働を行わせていたことから、法人及び実行行為者である支店長を送検。
- 当該事業場は、過去にも運転者が死亡する追突事故を発生させ、時間外労働について送検されており、また、直近の労働基準監督機関と地方運輸機関との合同監督において、違法な時間外労働及び休日労働について是正勧告を受けていたが、違反状態を是正しなかった。

### 被疑事実

36協定の協定時間、協定回数を超えて時間外労働及び休日労働を行わせた。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）、第35条（休日労働）

## 事例3（トラック）

運転者が死亡する交通災害を発生させる等、違法な長時間の時間外労働を行わせたとして法人及び事業主を送検

### 概要

- 走行中の車両運搬車が、赤信号で停止していた大型トレーラーの後部に追突し、当該車両運搬車の運転者が死亡。
- 同運転者について、事故の直近50日間における時間外労働時間数が190時間以上に及んでおり、36協定の協定時間である1か月80時間を超えて時間外労働を行わせた事実が認められたため、法人及び事業主を送検。

### 被疑事実

36協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせた。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

## 事例 4（その他）

過積載の貨物自動車ガードレールに衝突し運転者が死亡した事故について、法人及び事業主を送検

### 概要

- クレーン付き貨物自動車（つり上げ過重2.93トン）が、高速道路のインターチェンジで降りようとしたところ、本線から出口まで向かう道路のカーブを曲がりきれず、ガードレールに衝突し、運転者が死亡した。
- 貨物自動車の最大積載量は約2.5トンであったが、事故発生時には5.8トン以上の荷を積んでおり、過積載の状態であったことから法人及び事業主を送検。
- また、当該荷は同運転者が同クレーンを使用して積載したものであったが、運転者は移動式クレーンの運転及びクレーンの玉掛け業務の資格を有していなかったことから併せて送検。

### 被疑事実

- 1 貨物自動車について最大積載量を超えて使用させた。

#### 違反条文

労働安全衛生法第20条（危険防止措置）、労働安全衛生規則第151条の66（使用の制限）

- 2 つり上げ過重 1 トン以上の移動式クレーンの運転及び玉掛け業務を無資格の者に行わせた。

#### 違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）、労働安全衛生法施行令第20条、クレーン等安全規則第68条（就業制限）



### 3 国土交通省との連携

#### 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その臨検監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

#### 【相互通報制度の実施状況】

	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
平成25年	974	256
平成26年	864	312
平成27年	821	376